

在留邦人の皆様へ

平成 28 年 5 月  
在サイパン領事事務所

[ 在外選挙手続きのお知らせ ]

いつも領事業務にご協力をいただきありがとうございます。

皆様ご承知の通り、公職選挙法の改正により本年6月19日以降初めて行われる国政選挙から、投票に際しての選挙権年齢が「満18歳以上」に引き下げられます。実際に海外で投票を行うためには、あらかじめ在外選挙人名簿へ登録し、在外選挙人証を取得する必要があります。

本邦役場にて転出の届け出を行っている方で、海外での投票を希望される方は、下記をご参照のうえ当事務所までお越しいただき、登録申請手続きをお願いします。なお、登録申請時に「郵便投票」の手続きが同時にできます。「郵便投票」については、【投票方法】下段のURLをご覧ください。

皆様方の貴重な一票が国政選挙に生かされる制度をご活用ください。

【在外選挙人名簿の登録資格】

- (1) 年齢満18歳以上の日本国籍者  
(重国籍者も登録資格がありますが、他国の国籍を選択するなどして日本国籍を失っている方にはありません。)
- (2) 北マリアナ諸島に3カ月以上住所を有する方
- (3) 本邦市区町村役場で転出届をおこなった方

【申請の際の注意事項】

- (1) 申請には本人が当事務所にお越しいただく必要があります。
- (2) 日本国旅券と在留資格書の提示、及び在留届の提出が必要です。
- (3) 在外選挙人証の交付までおおむね2カ月程度かかると見込まれています。

【投票方法】

選挙人証をすでにお持ちの方は、①在外公館投票 ②郵便投票 ③日本国内における投票のいずれかの方法でできます。「郵便投票」は、いつでも投票用紙を請求できます。郵便投票について詳しくは、次をご覧ください。

<http://www.mofa.go.jp/mofaj/toko/senkyo/vote2.html>

詳細及びご不明の点は在サイパン領事事務所までお問い合わせください。

在サイパン領事事務所

所在地 サイパン島プエルトリコ地区 MHIビル201室

電話番号 323-7201、323-7202 fax 323-8764

窓口受付時間 (土曜・日曜・祝日を除く平日)

午前8時30分から12時15分までと午後1時から4時30分まで